

第5回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会
議 事 録

【日 時】2025（令和7）年9月22日（月） 午後2時00分～午後4時30分

【場 所】さくらリサイクルセンター 大会議室

【出席者】

伊賀市副市長 宮崎 寿

名張市副市長 出江 良隆

笠置町参事 前田 早知子

南山城村副村長 中嶋 孝浩

三重県環境生活部環境共生局 ごみ処理広域化推進監 山下 晃

京都府総合政策環境部 循環型社会推進課長 水落 高明

立命館大学 理工学部 環境都市工学科教授 樋口 能士

公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長 八鍬 浩

花垣地区住民自治協議会 会長 上島 啓二

桐ヶ丘地区住民自治協議会 会長 上田 真希

名張市地域づくり代表者会議 会長 古谷 久人

笠置町住民代表 二滝 宏司

伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会 南山城村委員 大仲 順子

伊賀市人権生活環境部 部長 瀧口 嘉之

伊賀市人権生活環境部 次長 奥田 泰也

伊賀市人権生活環境部 清掃施設管理監 比口 博

伊賀市人権生活環境部 廃棄物対策課 課長 馬場 俊行

伊賀市人権生活環境部 廃棄物対策課 主幹 内田 恵美子

名張市地域環境部 部長 野口 泰弘

名張市地域環境部 環境対策室 室長 恵村 和生

名張市地域環境部 環境対策室 係長 上角 健将

名張市地域環境部 環境対策室 係長 足立 和美

名張市地域環境部 環境対策室 室員 津久井 統文

笠置町税住民課 課長 草水 英行

笠置町税住民課 主査 矢野 邦彦

笠置町税住民課 主査 辻井 堅一

南山城村建設環境課 課長 末廣 昇哉

南山城村建設環境課 係長 和田 武志

南山城村建設環境課 主任 森西 達也
三重県伊賀地域防災総合事務所 環境室 室長 古市 哲也
京都府山城広域振興局 副局長 島田 和幸
京都府山城南保健所 技術次長兼環境衛生課長 中西 理恵
伊賀南部環境衛生組合 事務局長 福田 浩士
中日本建設コンサルタント株式会社 山田 剛士
中日本建設コンサルタント株式会社 市川 真旬
中日本建設コンサルタント株式会社 尾崎 成
中日本建設コンサルタント株式会社 大沼 裕貴

■ 1.開 会

〈事務局〉

定刻になりましたので、ただいまより、第5回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を始めさせていただきます。本日、議事開始まで進行を務めさせていただきます、伊賀市廃棄物対策課の馬場です。よろしくお願いします。

まず初めに事前に送付させていただきました、本日の資料についてご確認させていただきます。まずはA4の次第、A4横書きの検討委員会資料、基本構想（案）、それと基本構想概要版の4点になります。お手元にお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議を始めさせていただきます。また、会議録の作成のため、本会議につきましては録音をさせていただきますので、ご発言の際はマイクをご活用いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります前に、事務局より報告事項を説明させていただきます。

■ 2.報告事項(資料 P.3～P.4)

- ・ 基本構想策定のスケジュール
- ・ 検討委員会の流れについて

(事務局)

資料に沿って説明。

加えて A4 横書きの資料の訂正箇所について説明。

P3「報告事項－基本構想策定のスケジュール」の期間を示す次の3本の横の線が7月まで伸びているが、9月まで伸ばす形で訂正。

《次の3つの実施工程の線》

- ・ 4（2）ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討

- ・ 5（２）ごみ処理施設の整備方針の中の３段目「施設整備概要、環境保全目標の検討」
- ・ 5（３）組織運営体制（事業方式）～（６）その他の留意事項

〈事務局〉

報告事項について説明をさせていただきました。前回の振り返りや今回・次回のポイントを主な内容として報告をさせていただきました。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからは樋口会長に進行をお願いしたいと思います。樋口会長よろしくお願いします。

〈会長〉

皆さんこんにちは。樋口です。

円滑な議事進行に、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは早速、議事を進めさせていただきます。伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想(案)の検討について、事務局より説明をお願いします。

■ 3. 議事

伊賀市、名張市、笠置町、及び南山城村ごみ処理広域化基本構想（案）の検討について（事務局）

資料に沿って説明。加えて基本構想本冊の訂正箇所について説明。

・ 目次「第１章 ３．基本方針の設定」の直下、正しくは、「３－１．ごみ処理広域化の考え方」「３－２．目標年次及び計画の期間」となるので訂正。

〈会長〉

ご説明ありがとうございました。ここまでの議論を踏まえて作成した基本構想（案）の説明をしていただきました。

ここまでの所で何かご意見、ご発言等ありますでしょうか。

それでは次に進ませていただきます。次は(１)広域化メニューの比較検討(定性評価)について、事務局からご説明をお願いいたします。

■ 3. 議事

伊賀市、名張市、笠置町、及び南山城村ごみ処理広域化基本構想（案）の検討について
(１)広域化メニューの比較検討（定性評価）（資料 P.5～P7）

(事務局)

資料に沿って説明。

〈会長〉

ご説明ありがとうございました。大変長い説明でございましたが、最後、事務局からお願い事項がございました。まず、大変多くの項目がございますので、ひとつずつ大きな評価項目5つを順番に検討していきたいということでございます。あとは細かい文言につきましては、最終的には事務局と会長、副会長に一任していただきたいということと、ここが一番大事なのですが、ある程度ここに検討事項がまとめているので、あまりここから逸脱するような内容の議論になってきますと、肝心な、我々が大切だと思っているこの内容の議論に時間が割けなくなりますので、できるだけ、この表にあります評価項目、その評価項目の中の視点、こういったところから、あまり大きく外れない範囲での議論にご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、議論に先立ちまして、私の方から最初に全体を通しての前提というか、大きな考え方というか、発言をさせていただきます。この5つの評価項目に対して、我々がこれまでの議論に基づき比較をする事業方式は、大きくここに3つ書いてございます。組合設立というものと、民間活用の中での公民連携と外部委託ということでございます。

組合設立に関しましては、これは本来あるべき姿というか、これまでも多くの実績を国内では持っており、一番ありがちな方式ではあるのですが、これまでの検討では相对比较をすると、非常に事業費がかかり、これを採択するとなると、自治体としても覚悟がいるという方式になります。民間活用につきまして、公民連携については、これは逆に実績がないというところがひとつの問題であります。今日の定性評価も含め、多くのメリットもあるのですが、注意が必要だということでございます。

外部委託に関しましては、ここでの検討では特殊な条件というか、すでにこの地元に大きな外部委託として想定される事業者さんがおられるという点が、この地域固有の問題なのかなというところがございます。このように三者三様、大きな視点で見ても、様々な長所短所の話があるというわけでございます。

これから行う定性評価は、なかなか数字にはならないけれども、相対的に見てどうかということ、これから、最終的には各自治体の首長様にご判断いただくための資料として、できるだけ客観的に相互比較してそれをお示しする非常に大事な資料となりますので、ぜひ慎重に議論ができればと考えております。先ほど事務局からもご提案がありましたように、ひとつずつ内容を区切って、これから議論をしていきたいと思っております。

それでは最初に「環境負荷への配慮」という項目でございます。事務局からは施設に出入りする収集運搬車の台数という視点。そして用地周辺に及ぼす環境負荷という点

でご説明をいただきました。案として書かれている文章は6ページの1番上のライン。表の中のとおりでございます。これに関しまして、何かご意見ございましたらご発言よろしく願いたします。いかがでしょうか。

〈副会長〉

一言だけ、排ガスの話をさせていただきます。ここに排出ガス等と書いてあるのですが、先ほど全体の資料の中で、165ページのところで、法令の規制値と環境保全目標ということで、説明があって、一覧表がありました。大気汚染防止法で定められているものは、皆さん、法基準ですから、全て守らなければいけないということで守っております。私はよく一般廃棄物の処理施設の計画とか、建設のお手伝いをさせていただいております。公共がこういう基準を、環境保全目標を決めると、相当低い数値を使います。今回も結構低い数値を使っていると思います。こうなりますと、全国的に見ても排ガスで被害を及ぼすということは、多分、今、全く聞いたことがないという形になりますので、この部分で例えばこれだけ大きな環境保全目標を掲げていることを考えますと、ほとんど被害は無いのかなと個人的には思っています。事件になったとも聞いたことはないです。排ガスについては、個人的にこのように思っているということをご紹介申し上げます。

〈会長〉

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。意見発言ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

副会長からのご発言では、排ガスに関しましてはすでに基準自体も厳しい基準があり、さらに自主基準などを設定して相当厳しい排ガス規制が実際に行われていて、昨今新設されるごみ処理施設で排出ガスが問題になることは、まず、ほとんどないということです。文章的にはこのようなことが書かれていますが、少なくとも排出ガスに関してはそこまで心配をする必要はないというご意見。私もこれは同意したいなというように思っております。

他にここに書かれている内容で、こういう点は考慮した方がいいということがあれば伺えると良いのですが。収集運搬車の台数等に関しましては、定性的に比較すれば相対的には、若干民間活用の方で増えるかなというような文章構成にもなっております。

特にご意見がなければ、環境負荷への配慮という定性評価に関しましては、先ほどのご意見を、どれだけ文言として反映するかというところは、まだ少しこちらに持ち帰らせていただき、その他の趣旨に関しましてはご同意いただいたということで、先に進めさせていただきます。それでは2番目、「地域の活性化」という項目です。1つ目は雇用

や地域内消費拡大の視点という点。2つ目として、発電や熱供給の観点から地域還元の大小という点で、最後には税収という観点で、事務局からご説明をいただきました。ご意見はございますでしょうか。

〈委員〉

名張市でございます。事務局におかれましては、比較検討（定性評価）の項目について、まとめていただきましてありがとうございます。私から一点、意見を述べさせていただきます。この「地域の活性化」のところで、今後のごみ処理施設は、単にごみを処理するだけでなく、エネルギーを作り出し資源循環させるための施設、いわゆる地域のエネルギーセンター的な側面も付加していくことが必要ではないかと考えております。環境省の通知におきまして、先ほど事務局の方から紹介がありましたように、廃棄物処理施設を核としたこの地域循環共生圏という考え方や、地域の防災拠点としての活用などについても示されているところであります。その点で事務局から示された、この「地域の活性化」の評価につきましては、本来のごみ処理はもちろん、発電によるエネルギーの地域還元、税収の向上など、本圏域での経済やエネルギーの循環の可能性を見出す点に着眼されているというのは、良いことかなと考えております。一点意見があるところは、例えばこの公民連携においては、民間事業者との協議、話し合いにはなってくるのですが、基本的にこの処理量が多くて発電量も多くなると考えられますので、この余熱利用の地域の還元、地域の循環の面におきましては、より地域の活性化につながることを期待できるのではないかと思います。その意味でも、こちらの定性評価の2つ目の項目になるのですが、ここでの記載が、余熱利用の地域還元の可能性があるかないかというところしか書かれていないのではないかと思います。先ほど、述べられましたように、地域還元の大小という視点も含めて記載することはできないのかというところを提案させていただきたいと思います。以上でございます。

〈会長〉

ありがとうございます。確かにこれは、この組合というか、この地域から出てくるごみだけじゃないものを処理するということで、かなり大規模なことができる。これは確かにデメリットな部分でもあるのですが、ただ今ご発言にあるように、たくさんのを燃やせばエネルギー源としては、よりスケールメリットも得られるのではないかと思います。今のご発言を反映させるとなると、まず可能かどうかという前提、この文章はそのまま良いと思うのですが、それプラス、その実現した場合には、さらにより効果的なエネルギー還元が得られる可能性もあるという、そういうことですね。まず可能か不可能かの問題もあるけれども、可能な場合には、さらに

大規模発電による利益というか、効果のあるエネルギー還元が得られる可能性があるというようなことを書いても良いのではないかとご意見でございます。より前向きに捉えているということですね。この視点では確かに前向きに捉えて良いのではないかと私も思います。いかがでしょうか。

〈委員〉

1点補足でございますが、地域循環共生圏という考え方についてご紹介いただきましたが、京都府内でもこの地域循環共生圏構築を目指すモデル事業が実施されている例がございますので、参考にご紹介させていただきます。

場所としては京都市京北地域という地域、こちらの方に令和4年度から5年度にかけて、環境省の実証事業として受託されバイオガス化施設を設置されております。令和5年の4月から、これを利用して、地域の家庭から出る生ごみや市街地のホテルなどから生ごみを収集してきて、この施設でバイオガス化する。その残渣としての液肥が出るので、これを熱源とか肥料として農業利用されています。また生産された米や野菜を、市街地の方で販売するということで、生ごみを地域資源として最大限利用するとともに、地域と市街地を結びつけて、この地域を活性化させようという取り組みが進められております。

これは感想ですが、ごみ処理施設は迷惑施設として捉えられがちではございますが、このように地域の特性を活かし、地域に新たな価値をもたらす社会インフラとしての機能としても考えていくことが、今後は重要になっていくのかなと感じております。

〈会長〉

ありがとうございます。具体的な事例も挙げていただきました。そういった観点からいくと、地域の活性化の一点でこの3事業を比較したときに、何か一言足せるような項目がございますでしょうか。もう少し前向きに、ごみ処理施設をその地域の資源循環施設として捉えるという、実際そういうモデル事業もあるという発言でした。

そういう視点から言うと、この3つの事業方式に差異が出てくるのか、書きぶりは3つとも同じでよろしいのでしょうか。それとも、よりスケールが大きい事業の方が、より地域の資源循環の面でも、より活用できる可能性があるということになるのでしょうか。

〈委員〉

基本構想の時点でなかなかそこまでイメージしづらいとは思いますが、ハード整備プラス何か仕組みを作ることで何かできるのではないかとご意見で、ソフト面を付

加することで色々可能性があるという観点でも、構想の段階か分かりませんが、検討していただきたいという趣旨でございます。

〈会長〉

分かりました。ありがとうございました。

あまり性急にここに反映させるというよりは、今後の検討課題ということでお聞かせいただきました。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。要は定性評価のところはどう入れるかということとはともかく、今、地域の活性化という面では、こういうものを受け入れることによる、地域の活性化が、実際に事業として行われてきているということをご紹介いただきました。前向きに評価したら良いのではないかというご発言であったと理解しております。

〈委員〉

この「地域の活性化」の中で、固定資産税という文言が出ております。これは民間処理施設が建つ市町村だけしかメリットがない。他のこの圏域の住民が享受できるようなものではないですね。税収や固定資産税というのは、広域化のメニューを検討している中で、これを定性評価として、そもそも入れてしまうことがいかなものかと思えます。

〈会長〉

これはいかがでしょうか。確かに、ここに関与する4自治体全体が享受するというよりは、それを受け入れる自治体が享受する。それをここに乗せることが適切かどうかということですが。これに対して意見を述べてもよろしいでしょうか。

受け入れる側というのは、どうしても住民側に理解を得なければいけないとか、いろんなことで受け入れ側の自治体も相当な労力や汗をかかなければいけないわけで、それに対して、やはり受け入れる自治体にとってもこういうメリットがありますよということを一定提示しておくというのは、何かその障壁ばかりではないよということを示す上では良いのかなと私個人的には思うのですが、皆さんいかがでしょうか。問題提起ですので、皆さんのご意見を聞きたいと思えます。

〈副会長〉

私の個人的な意見ですが、委員がおっしゃられたように、確かに個別の話であって、全体として議論するのはどうか、そういう考え方がある一方で、どう考えてもこの産業廃棄物をここに入れるのはデメリットが大きいと私は思っています。

ただ一方で、今会長が言われたように、固定資産税が入ってくるというメリットがある。一方で、明示しておくというのも、確かに考え方としてはあるのかなとちょっと思っています。ですから、全体で議論する中では確かにそぐわないかなと思うところもありますが、メリットとデメリットを見やすくするためには入れておいて良いのではないかと個人的には思います。

〈委員〉

住民の立場としては、用地確保については、住民からその迷惑施設的な考え方が出てくるので、かなり用地確保については苦勞するのではないかと思います。そういう面ではそのメリットがありますよというのは、ひとつ良いのではないかと思います。

〈委員〉

税が入るとするのは良いのですが、例えば、用地を受け入れた周辺住民の人にとって、その税が入るか入らないかはあまり関係ないような気がします。その税を本当に私たちのために還元してくれるのかどうかは分からないわけじゃないですか。

だから、その受け入れ自治体にとってはもちろん、用地を買収するために汗をかかないといけないわけですし、住民さんを説得するのにすごい苦勞はされるとは思います。けれども、例えば私の住んでいる地区にそれを受け入れたとして、「固定資産税が入るんですよ」と言われてもイエスとは言いません。住民としてはその税が本当に私たちのために使われるのかどうかは分からないので、住民にとってはプラスではないです。固定資産税が入るということは。

〈会長〉

そうですね。それが即プラスになるということには絶対にならないないとは思いますが、反対する住民様に「これだけのことをするので建てさせてください」という、何か手段のひとつとして、そのお金が使える可能性はあるということはあるかもしれませんね。ただそんなことまで書けないので、確かに非常に難しい問題で、問題提起もいただいたわけですが、まとめ方は難しくなっております。

〈委員〉

花垣住民自治協として、伊賀市さんと一緒に処理施設に入れている一般廃棄物、この固定資産税ということじゃなくて、環境負担金という形にしたわけです。1トンに対して千円という、負担金という形でその分を市の方に預けていただいて、それを今我々の地域から、その中から環境に関して使ってくださいね、という形で私たちが要望をして、

そしてその項目に基づいて市から提案してもらい、その分のお金を使わせてもらって事業を進める、そういう動きなんです。

産業廃棄物については、三重県の方へいくわけです。一般廃棄物は伊賀市ということで、その分くださいと言われても、これは公金なのでそれはできないということの回答なんです。市の方では。だから本来はこちらにいただきたいというのが我々地域の考え方なのですが、それは出来ませんという話です。

〈会長〉

お金が直接住民さんのためにというような形は、なかなかできないということなので、書きぶりを少し考えなければいけない部分はあるのかもしれませんがね。

ただ、受け入れる自治体にとっての何かメリットを書かないと、正直なかなか横一列で比較できないものになってしまう以上、メリットをある程度書いていくという上では、これを削ってしまうと、なかなか選択肢として難しい部分がありますので、書きぶりはともかく、趣旨としては残させていただけないかというのが、私のまとめとしての意見なのですが、いかがですかね。

〈委員〉

これを「地域の活性化」としてまとめてしまうと、なんかちょっとつらいのかなと感じました。別出で、建設自治体が固定資産税の収入、そういったメリットがありますとか、まとめ方を変えられないかなと思います。活性化というのは、なかなかジャンルを分けると難しくないかなという気がしています。

〈会長〉

それなら「用地確保に係る住民理解」の項目として捉えるというのはどうでしょう。

「地域の活性化」とは、少し違うのではないかとということです。

今のご発言はごもっともかなと思いますので、項目としてここに載せずに、「用地確保に係る住民理解」あるいはこれ住民理解という風に住民だけではなく、自治体も含むので、「用地確保に係る理解」というような形にして、これを挿入すると。住民理解というと、これで理解できるのか、また違う話になりますので。

〈委員〉

そういう書きぶりにすると使い道が決まってしまうのではないですか。

〈会長〉

住民理解と書いてしまうと、書きぶりが決まってしまうので、住民という言葉がこの項目から削除するのはいかがという話になります。

〈委員〉

「用地確保」のところに入れたら、用地だけに使われることになってしまうので、それも難しいと思いますよ。地域をどの範囲で捉えるかで違うので、今のところで良いのではないかと思いますね。

〈会長〉

今の所で良いという意見もありますね。どうしましょうか。

書きぶりに関しては、先ほど最初にも申し上げましたように、項目としては、やはりこれはメリット、デメリットに関する大きな項目ですので、何らかの形で残すということではありますけれども、ご意見をどこに載せるかというのは、ここに残すか、一番下の項目に移すか、さらには欄外で少し参考という形で載せるか、そういうことも含めまして、少し持ち帰らせてください。これにあまり議論の時間を使うわけにはいかないので、少しこれはペンディングとさせていただきます。

他にいかがでしょうか。「地域の活性化」についてのご意見はありますか。

〈委員〉

「地域の活性化」については、今の広域化メニューを考える際に、元々の議論では公設公営のような話からスタートして、いろんな形になってきています。その中で公民連携であったり外部委託もひとつの例ですよね。なおかつ自治体の今の財政の問題、財政そのものは、まさに先ほど住民さんの税金を使って活用する話になるので、前の資料にもありましたが、400億から200億のような話の中で、ブレが大きいですね。その中でかかる経費をいかに財政として削減できるかということは、以前からご議論があったと思います。そういう中で、広域化メニューそのものを、この方式でやらなければならないという形でやるのではなく、この地域ならではの、特に伊賀市さん関係の、民間の技術力や活力もあります。そういうものをうまく活用しながら、施設をコンパクトに抑えとか、あとは、先ほど委員がおっしゃられたように、京都府でやられているような新たな資源循環型の取り組みを入れて、新たな提案を、民間を活用していくという手法もありだと考えています。

そうなってくると、この手法でやらなければならないということではなく、当面の間は、民間の部分を活用しながら、なんとか期限までに、枠組みを作って、その施設を準備し、新たな取り組みとして、いわゆる地域循環共生圏の圏域の中での取り組みとして

雇用も含めて、他市町村の方ではやはり株式会社を設立して雇用を生むような取り組みなんかも進めておられますので、そういうところも総合的に活用する、そういう部分も書き込んでいただくといいのではないかと思います。これを選ばなければならないとなってくると、本当に選択肢が狭まってきますが、せっかくこの地域ならではの取り組みもできるのではないかと個人的には思うので、そういうことを模索してはどうかと思っております。

〈会長〉

これは非常に大きな話になっておりますので、その話はまた最後に持ってこさせていただきますので、よろしいでしょうか。確かに、今3つの話題を絞って議論しておりますけれども、この3つの間に来るような、あるいは経過的に移っていくような、そんなものも考えられますが、その話をするとう議論が遠回りに拡散してしまう可能性がありますので、最後に持っていかせてください。申し訳ございません。

今のところ、この表に沿って、地域の活性化に関する議論をさせていただいているところです。一応、この3つの項目に関して一通り意見は出てきましたので、ここばかりに時間割くわけにはいきませんので、申し訳ございません。とりあえず先に行かせていただきます。

運営体制の継続性という項目に移らせていただきます。まず、安定的な施設の運営体制、廃業リスク、大規模修繕などの視点。人口減少に伴うごみの減少がもたらすごみ処理の非効率性の視点に関しまして、事務局からも説明がありました。この運営体制継続性という点に関しまして、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

〈委員〉

失礼します。初めに4段目、最後のところで教えていただきたいです。組合設立で可燃ごみの量が減少する場合、施設規模に対して処理量が不足し、処理の効率が落ちる可能性があるとなっているのですが、どんどんこれから15年、20年間の間に不経済になっていくわけですね。そうすると、周辺の地域で、私たちのところもここに参入させてくださいと途中でなった場合に、そういう柔軟な対応を取るということは困難なのですか。

〈会長〉

それは、その自治体あるいはその周辺の自治体が、今どんなごみ処理施設を持っていて、寿命がどれぐらいかとかというような、さらにその周りの広域なんかの状況との兼ね合いになると思います。けれども、少なくとも15年から20年ぐらいのスパンで

の話なので、その状況によってはこちらに余力が出来ましたよ、お宅のところどうですか、という可能性は出てくるとは思います。ただ、それはそう簡単ではないので、受け入れる側にしても、住民理解などが必要になってきますし、簡単ではないです。簡単ではないですが、その非効率のまま、ただ指をくわえているというわけではないと思います。

副会長いかがでしょうか。

〈副会長〉

広域化自体が非常に難しい場合があります、今回も初めて広域化をここで検討しているわけですが、今はこうやって皆さん協力して検討されていますけれども、最初から物別れになってしまう場合もあります、広域化は非常に難しいことが実際の現象としてはあるかなと思っています。

ですから、最終的にこちらの方の処理量が少なくなって余裕があるよと言ったときに、持ってきていいよという話がもしかしたらあるかもしれません。けれども、それが住民理解も含めて、それで本当に良いのかどうかというところが、なかなか難しい。そっちで持ってきていいよと言ったところは、いくらお金を払って持ってくるんだということも含め、あとは運搬距離が長くなった時、誰が負担するのか、色々問題を解決していかなきゃならない場面が出てくると思いますので、不可能ではないのですが、なかなか簡単にいく話でもないかなということで、あやふやな回答で申し訳ないのですが、そういう思いがあります。

広域化自体が確かに難しいというのも絶対前提としてはあります。

〈委員〉

ありがとうございました。広域化、集約化と国が言っているのに、そこで1つずつの枠組みができたなら、その中だけで収まっていってしまっても良いのだろうか。次は広域化されたところ同士が、また一緒になってくることもあるのかなと思ったので、この段階で教えておいていただきたいなと思いました。

〈副会長〉

確かに、それはおっしゃるとおりです。最初に広域化計画を国が出した時に、進まなかったというのは、やはりそういう理解がなかなか進まなくて、広域化は難しいというのはその頃から言われています。

一方で、今おっしゃられたようにごみが、私が今やっているところの近くのごみがどんどんなくなっていくということがありまして。そしたら、あるひとつの広域行政組合

があって、その組合さんが今委託をしているところがあったのですが、そこはもうやめて、こちらで今作っている組合に参入させてもらえないかといきなり協議を始めたところもあるのです。ですから、必ずしも広域化は難しいから、これ進歩ないねという話ではないです。やはりその時に置かれた状態、先ほど言いましたけど、ここの処理施設はもう旧式化して建て替えなければいけないけれども、こっちが建て替えようとしているから、一緒にできませんかというのは、ここで話し合いが始まったりもします。近隣であって状況によってはこういう可能性がありますので、今言われたような話が無いということではないのですが、状況見ながらそういった可能性が出てくるという。少し余裕があるから、広域化しましょうという話が、その時にまた出てくる可能性はあると思います。

〈委員〉

ありがとうございます。あと2点あるのですが、文章を少し検討していただきたいと思います。2段目のところで、「公共の施設となるため、他の方式と比べ、民間事業者の廃業が安定したごみ処理の継続に影響する可能性が低い。」これを読んだとき、「廃業が安定した」に違和感を覚えました。先ほど事務局の方がおっしゃった「民間事業者が廃業しても安定したごみ処理の継続に影響する」という表現は腑に落ちました。そういう風に文章表現を考えていただきたいです。最後はお任せします。

それと、まだもう1つあります。3段目外部委託のところに、これもややこしい文章で、「焼却施設は民間事業者の所有であるため、施設の大規模修繕等については、全て民間事業者の負担で実施となるが、中継施設とリサイクル施設は4市町村で運営するため、4市町村の負担で実施する必要がある」とあるので、これは、例えば施設の大規模修繕等について2つとも書かれているので、初めに「施設の大規模修繕等については」というように出していただき、焼却施設はこう、中継施設とリサイクル施設はこういう負担になりますよ、とまとめていただくほうが良いのではないかと思います。よろしく願いいたします。パブリックコメントでパッと読んだときに、ずっと入らないと、この量を皆さんが見て色々ご意見いただくというのは大変かなと思ったので、すみません。

〈会長〉

事務局からはいかがですか。

〈事務局〉

ご意見ありがとうございます。

文章表現の件は、いただいたご意見に基づき変更していこうと思います。

先ほどの地域の活性化などでいただいたご意見に関しましても、前向きなご意見というところで、2項目目の公民連携のお話で、より効果的なエネルギー還元をできる可能性があるというお話など、そういったところも追加しようと思います。それと連動して、組合設立のお話だとか、そういったところも、もしかしたら書きぶりなどが影響してくる可能性がありますので、その辺を調整させていただきながら、文章を考えていく必要があるのかなと思いました。

税収入の件は、もう一度持ち帰るということで承知しましたので、こちらでご回答させていただきます。

〈会長〉

他にご意見ありますでしょうか。

〈委員〉

三重県でございます。三重県の取り組みを少しご紹介だけですが、副会長もおっしゃっていただいたように、当時はダイオキシンが問題となって、環境省の方から、広域化の取り組みのひとつとして、都道府県をひとつの単位ごとに、ごみ処理の広域化の計画というものを策定しました。それ以降、環境省の方で令和6年3月に、新たな広域化の通知なども出まして、県としまして、その内容を踏まえながら、現在、地域の皆様にこのような形で広域化の検討をしていただいておりますが、県としてはよりその広域の自治体として、少し先、イメージとしては2050年くらいを見据えたごみ処理の在り方、そういったことも検討していきたいということで、今年度から市町の皆様と検討を進めていきたいというような形で考えております。ご紹介でございました。

〈副会長〉

処理量が不足し、処理の効率が落ちるという書き方をされているのですが、少し私の考えで補足をさせていただきます。ごみの量が減って、例えば定格処理能力111.5トンと今の計画上であるのですが、これについて、ごみ量が減っていくと、1日あたり、そんなに処理量を処理する必要がなくなると。

例えば2炉で構成している時に、発電などを考えた時は、2炉で運転している方が発電量が増えていくわけです。ところがごみが減っていくと1炉運転が長くなっていきます。何が非効率かというと、お金をかけて作った発電設備が、うまく機能しなくなってくる。そういった面で非効率という話を今ここで書いております。ごみを燃やすだけで考えると、量が少なくなるので、いいことだという考え方もあるのですが、ただそれま

でに投資した設備が、うまく使えなくなっているというところが非効率という言い方になっています。

一方で、産業廃棄物業者は、一般廃棄物の部分が減れば、産業廃棄物を増やして、処理することで、定格処理能力がこのまま維持できることになります。これは最初に作った設備が、そのまま効率よく使えるということで、この書き方になっています。先ほど事務局が言いましたエネルギーの話というのが、ここに効いてくる話になってくると思います。

〈会長〉

運営体制継続性に関するご意見他にいかがでしょうか。お願いします。

〈委員〉

逆に言うと、今のその部分の処理量の問題なのですが、例えば令和 16 年から 10 年先で、この地域で約 5,500 トンが年間処理量として減ってくる。1 日だとだいたい 20 トン前後ぐらいという話になるのですが、そうなってきた時に、やはり施設そのものの維持が大変になります。それこそまさに、私たちが過去に関わってきた問題がありまして、大きな施設を作りすぎて処理ができなくなり、1 炉になり非効率な運営で、維持管理費用も非常にかかっていくということから考えても、向こう 10 年ぐらいのこの地域の人口減をとらえて、ごみ処理の量をそこにターゲット絞って規模を作って、この地域の中で、申し訳ないですが、オーバーフローする分だけ民間に委託するとかそういう方法、先ほど言いました運営方式のハイブリッド化のような形の取り組みであったり、さらに再資源化で、新たな民間技術を取り入れて、新たなものを作っていくという。公共ではできないところを民間に協力してもらおうというような取り組みなんかもひとつの手だとは思いますが。そうすることで、イニシャルコストを抑えられる、こういったところも含めて考えられると思っています。

〈会長〉

公民連携をよりもっと発展的という意見なのかと受け止めております。いかがでしょうか。予定の時間もだいぶ過ぎておりますので、申し訳ございません。一通りご意見いただいたかと思しますので、次の「施設に関する公共の関与」という点に移らせていただきます。これに関しましては、公共職員が関与できる濃淡の視点であるとか、災害発生時の臨機応変な対応の視点、というようなことに関して、事務局からご説明があったところでございます。この評価項目に関して、ご意見、ご発言等ありますでしょうか。

〈委員〉

名張市でございます。視点の2つ目、災害発生時の臨機応変な対応というところで、今ここに書いていただいているところは、迅速な意思決定ができるかというところにフォーカスがあたっているのかなと思っています。最初の方でもお話があったと思うのですが、災害廃棄物の受け入れについてですが、実際に災害が起こったときに、災害廃棄物の受け入れが適正迅速にできるか、事業方式によってどれがどういうことになるのかというところの比較検討の記載がないような感じがします。そういう迅速な意思決定は、ここに書いていただいているとおりのと思いますが、実際に受け入れができる可能性についての記載があった方が良いのかなと思いますので、一度検討いただければと思います。

〈会長〉

実際に受け入れ可能かどうかというのは、今後の協定等の話にもなりますし、あえていうならば、かつて民間のごみ処理施設が災害廃棄物を受け入れた実績があるのかとか、実績がないとなるとそこには壁があるのかなと思いますが、その点でコメントするという感じでしょうか。

〈委員〉

イメージとしては規模的な話かなと思っており、実際どういう規模になるかによって変わってくると思うのですが、まずその入れる受け皿がないと、そもそも受け入れられないのかなとか、実際に災害が起こったときに、普通の廃棄物処理をしながら、災害廃棄物を受け入れるというのはなかなか難しいのではないかと、ということを知ったことでもありますので、そういう観点の比較がこの事業方式によってできるのかなと思いましたので、ご意見させていただいたところでございます。

〈会長〉

公共のごみ処理施設であれば、例えば受け入れのピットなんかにも、災害時の若干のゆとりを持って設計するというのがありますが、民間だとさすがにそういうところにゆとりを持たせるという、定めがないと思います。そのため、事前にそういうものを想定した、例えば公民連携で新しい施設にするとしても、その部分だけは例えば公共で作るのと同じぐらい、余裕を持った設計値でもって、災害廃棄物の受け入れの余地を作るみたいなことがあればできるのでしょうけど。

〈委員〉

他の事例とかも参考にしているのですが、公民連携ですと、一般廃棄物と産業廃棄物で処理していますので、災害が起こったときには、例えばその産業廃棄物の部分を止めるということで、一般廃棄物を維持しながら、災害廃棄物を受け入れるというような事例がありますので、そういう視点で述べさせていただきました。

〈会長〉

協定さえしっかりとできれば、受け入れる余地はしっかりあるということですね。そういう事例もあるというご紹介いただきましたので、あまりネガティブに書く必要はないというご意見ですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

〈委員〉

監視の関係の部分については、事務局様が書いていただいたように、監視とか公共の視点での整理をいただいているというところで、表現的なところで、例えば公民連携とか外部委託のところで、「十分に想定をしておく必要がある。」というところの部分については、もう少し中身的にどういった内容を検討していくかなど、そんなところを丁寧に記載すると、パブリックコメントの際に理解が深まるのではないかと思います。そこはまた事務局さんの方でご検討いただければと思います。

〈会長〉

ありがとうございます。

今までのご意見をまとめると、この施設に対する公共の関与というところで言えば、下の段、災害対応という面からいくと、民間活用の方でも、最初に取り決めなどがあれば十分に対応できるという事例も紹介いただきましたので、あまりネガティブな書き方にしなくても十分対応できるということで、フラットな書き方をしても良いのではないか、というご意見でした。

上の「十分な想定をしておく必要がある」という想定の中身に関しても、表中の言葉なので何が書けるかというところではありますが、一番端的に想定されるその想定の内容みたいなのを一言ぐらい、事例を書いてみたらどうかなというところでございます。

文章的には短いのですが、大事な視点ですので、最後にいきたいと思います。

用地確保に関する住民理解という項目に関しましては、何のごみを処理対象にするのか、一般廃棄物の処理なのか、それに産業廃棄物も加わっていくのか、ということに対して、住民の理解は変わるのではないかなというようにことを事務局からご説明いただきましたし、そういった視点がこの文章にも書かれているわけでございます。

その点に関しまして、いかがでしょうか。

〈委員〉

用地確保、これがこの事業の本当に一番困難で難しいところなのですが、まとめ方としてはこのとおりだと思いますので、やはり産業廃棄物を持ち込むということになりますと、大変住民の理解を得るのが厳しい状況になるのではないかと、思っております。ただ、その厳しさを超えていけるかどうかという課題も抱えているのだらうと思います。

全体を通しての意見ですが、定量評価が◎、○、△という評価でされているので、この定性評価を、どうしてもできないものは棒線か何かでしてもらえれば良いのですが、住民の皆さんが見て評価いただくときに、◎、○、△のような評価が、それぞれの項目の下の方にでもつけておいていただくと、非常に分かりやすいのではないかと思います。

〈事務局〉

前回、定性評価の方法について検討いただくときに、定性評価に◎、○、△という評価はちょっと馴染まないのではないかとということをお伝えしております。

◎○△という評価は断定的な評価となり、それが順位付けに繋がってくると思います。そうではなくて、順位付けまでは行わないながらも、3方式について、特徴や留意点を含めて整理していく。その中には、うっすらとしか見えないかもしれないですが、順位がもしかしたら見えてくるかもしれないというぐらいの落とし込み方というものを、事務局としては目指させていただいたというところです。

〈会長〉

私も同じことを考えて、事務局とも話をしたことがあるのですが、例えばこの良し悪しの項目を色分けしたらどうかという提案をしたのですが、やはりそういうことをすると、そういうところばかりが引き立ってしまい、全体的に見てもらえない。定性評価は、特に順位の優劣とか、あとはなかなか数値で示せない部分を、今の限られた条件の中で相对比较すると、おおよそこういうことですよというのをまとめたのが定性評価なので、なるべく色付けをしたくないというのが、事務局の意図なんですね。私もそう言われたら、「はい」という感じにはなったのですが。ということで、○、×もどうか。

〈委員〉

しかし、事務局が書いた文章を見ると、自ずと◎、○、△のように３段階ぐらいでわかれますよね。住民が見たときに、なぜこの方式にしたんだろうというのが分かりやすいのは、やはりパッと見てわかるものにすることが大事かなとは思ったりします。

これを全部住民の方に全部読ませて、これがこうだったからこの組合設立にしたんですよ、とか公民連携にしたんですよと説明するのはなかなか難しいですね。

〈会長〉

正直、この表を見て、なかなか優劣もつけられない。どれもメリット、デメリットがあるというのが、この表の結論なんですよね。これからこれがどう使われるかということなのですが、これを４市町村で最終的にご判断いただく上で、どこを重視して、うちはこの表にかけてみようとか、これでいってみようみたいな結論になってくると思います。

おそらくですが、これは私と若干違う意見なのですが、その時にあんまり色をつけたくない、最終的に４市町村へ基本構想を色のない状態でお返ししたいというというのが正直なところのようです。

だから、例えば◎、○、△という付け方になるのか、もう△、△、×になるのかという、そういうものもありますので。そういうところになると、かなり主観が入ってくるというか、それを議論するだけでも大変な中身なのかなというのは確かにあって。そこで、これから議論していくという時点で、○×はつけない方がいいんじゃないかという議論が、事前にあったんですね。

〈委員〉

はい。わかりました。

〈会長〉

他いかがでしょうか。

先ほど、私が最後の方ということでペンディングさせていただいた議論の中には、大きくこの３方式が書いてあるけれども、この３方式に限った議論なのかというご意見がありました。例えばこの方式を中心に、例えばこういう要素も取り入れてみたいなことだって、最終的な決定としては当然あり得ると思います。

今回はその論点を整理するために、評価項目も５項目に絞り、事業方式も３方式に絞ったのですが、もしかするとこれをあくまで基本構想としてお返しした後は、そういうご意見が出て、「この方式とこの方式のこういうところと、こういうところの要素を取り入れた、何か事業でやりましょう」みたいな結論になる可能性もゼロではないで

すよね。そういうご意見もあったということを、例えばこの基本構想のまとめのところに、「この地域ならではの、できるだけこの地域にふさわしい要素を取り入れた事業方式というものを望みます」というご意見があったと、基本構想の中を書くのはありなんじゃないかと個人的には考えます。

議論をなるべく進めなければいけなかったのも、途中でかなり進めてしまいましたので、これだけは言いたいというようなご意見があれば、皆様方から最後、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

全体を通しての話なのですが、今ここでパブリックコメントを求める時に、例えば産業廃棄物とはどういうものかとか、一般廃棄物とはどんなものかというところが、おそらく一般の方が知っておられるかどうか。ここは非常に難しいと思います。家庭から出るごみについては一般廃棄物。業者が扱った建物を壊したものは産業廃棄物と表現しておりますが、例えば災害が起こったときに、そういった畳とかそういうものを、どこで処理するのかとか、それは産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのかというところを、どこかで示してあげない限りは、コメントをしてもその言葉で内容が分からない方もいらっしゃると思います。そこは明確にした上でパブリックコメントした方が良いのではないかとということで、用語説明ですね。後にあるかもしれませんが、そういうところもしっかり書いておいていただきたいです。

〈事務局〉

ありがとうございます。委員のご意見のとおり、用語集の方には、産業廃棄物や一般廃棄物の用語説明が入っておりませんので、こちらの方に追加させていただいてパブリックコメントに向かいたいと思いますのでよろしくお願いします。

〈会長〉

すごく大事なキーワードなので、丁寧に書いた方がいいかもしれませんね。他はいかがでしょうか。

これで意見も出尽くしたと思います。少し事務局の方で持ち帰らせていただいて、またご検討いただければと思います。ありがとうございました。

それではお時間もありますので、次に進みたいと思います。

〈事務局〉

会議は16時までの予定でしたが、あと5分しかありません。次にまだ案件がありますので、16時半まで延長しても皆さんよろしいですか。

〈会長〉

よろしければ、少し時間を延長させていただきたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

議事(2) 基本構想及び概要版の中間案の確認について、事務局で説明をよろしくお願いいたします。

■ 3. 議事

伊賀市、名張市、笠置町、及び南山城村ごみ処理広域化基本構想(案)の検討について
(2)基本構想及び概要版の中間案の確認(資料P8、基本構想概要版(案))

(事務局)

資料に沿って説明。加えてP10本文の1行目及び表7のタイトルの「公害防止基準」という文言は「環境保全目標」に訂正することを説明。

〈会長〉

ご説明ありがとうございました。それではご発言等ございましたら、ご意見をお願いします。

いずれにしろ、本日の議論でもいろいろなご意見等出たと思うので、それがまた反映されるということになるかと思います。それ以外のところで何かご意見等あればご発言いただきたいと思います。

〈委員〉

議論については、概要版で分かりやすくなっているなど見させていただいています。追記いただいた「はじめに」の部分、府県を超えて4市町村での参画ということですので、そのところも説明していただけて、わかりやすいなと思ったところですが、用語集の中に、9ページのごみ処理方式の部分というのが触れられていないのではないかと、専門的になってくるのでどうなのかと思うのですが、ストーカ式とか流動床式とか書かれていても、何のことなのかというのが私らでもなかなか理解しにくいところではありますので、事務局の方で読んでいただいて、「ん？」というところがまだ出てく

るのではないかという風に思いますので、そこをもう少し、整理というか追記いただいてもいいのかなと思いました。

〈会長〉

ありがとうございました。ごみ処理方式に関しては、本編に関しては、かなり具体的な説明はあるんですけども、大きな仕組みと特徴ですね。そこら辺が端的に数行で書かれていると捉えやすいのかなという気はします。そういうものを用語集に書き加えられたらいいですね。詳しくは何ページ参照みたいな感じでやっていけばいいわけですよ。他いかがでしょうか。

〈委員〉

以前に委員会でもお話しさせていただいたと思うのですが、定量評価のところの部分の6ページで、具体的に概要版では施設のインフラのコスト等が、規模として大きな規模から小さな規模までということ表現されていたと思うんですけども、その辺が住民に変に伝わったかどうかという話があって、比較的わかりやすく整理していただいたので、こちらの方としては大きな話ではないのですが、これを本当に、先ほどの問題も総合的な話もあるんですけども、そういう色んな手法をうまく、組み合わせて、減額するような取り組みなんかも併せて考えていくというのも1つの方法だと思いますので、その辺を含めてうまく掲載していただければ、先ほどの話も含めてですね、整理できるのかなと思ったりもするので、またよろしくお願いしたいなと思います。

〈会長〉

先ほども少し、それに対して発言をさせていただいたんですけども、まとめのところに少し書かせていただいたらいいのかなと思います。3つの事業方式に分けて検討をしました。そうしないと具体的な比較もできないので、というところでしたが、今言われたようにその何か方式があったとしても、もし、他の方式の中で取り入れられる方法があって、色んな方式から取り入れて新しい我々独自の方法みたいなものがあるんじゃないかというご意見もいただきましたので、まとめのところで記載を入れていただければと思います。

〈事務局〉

まとめというのは、私のイメージでは答申書の中に一言書いていくというイメージなのですが。

〈会長〉

基本構想本冊の中にも、そのようなまとめの章があったかと思いますが。

〈事務局〉

基本構想本冊の中に書くということですね。

〈会長〉

はい。

〈事務局〉

わかりました。

〈委員〉

名張市でございます。概要版の4ページと5ページのところになるんですけども、4ページでいくと最後のセンテンスの下から3行の部分と5ページの一番下の四角で囲ってあるところになりますけど、ここで見ると第1案が組合設立、副案ということで民間活用という表現があるんですけども、この表現がどうかと思っておりまして、現時点でありますと2つの案の比較検討を行うという段階で、1案と副案となると、若干優劣がついているように受け取られる表現かなと思います。まだフラットな状態ですので、両案とも可能性があるという点では変わらないのかなと思いますので。多分1番最初のスタートがこんな感じだったからなのかなと思いますが、現時点では副案という表現はどうかと思いますので、ちょっと両案とも可能性があるというような表現の方がいいのかなと思っております。

ここの理由ですね、4ページの下から3行目、実現性が高いかつ公共主体であることをもって第1案というところもちょっと客観性という面ではどうかと思っております。評価項目を何に重視するかによって実現性が高くなるというところが変わってくると思いますので、ここは主観が入っているかなと思いますし、公共主体であるということも様々な評価がある中で、それをもって第1案と。最初の段階ではこうだったのかもしれないですけど、現時点では、両案ともフラットな状態だと思いますし、その表現を四角で囲っていると目立ちますので、修正してほしいというか、した方が良くのではないかと考えております。ちょっと誤解を招くようなことになりかねないので、ということで意見させていただきました。

〈会長〉

いかがでしょうか。今日までの議論で、確かにどれも優劣つけがたいという状況にあるというのは確かにご発言いただいた通りだと思います。この文章を変えるか変えないかは、この基本構想（案）では大きな話になると思います。ただ、今までの議論を総合すれば確かに第1案、副案と書くのはだいぶ不自然になってきたのではないかと、私も同じ意見で思うのですが、これは非常に大事な話ですので、皆様にちょっとご同意いただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

〈副会長〉

先ほどの評価の時に、そこでも優劣つけがたいということで、見目で分かるようにしようとか◎、○、△をつけようとかそんなような話もある中で、ちょっとそれもいかなものかということで、言われてましたので。当初は確かにこのような話があってですね。組合設立をするためには、広域化をするという議論の上では大前提は組合設立だと思ってはいたんですけども、今の段階の議論の中では、今おっしゃられたように、ここで差をつける話ではないのかなと思いましたので、私は、今のご意見と同じでフラットにしてもいいのではないかと思います。

〈事務局〉

去年の11月12日に開催しました第2回の基本構想検討委員会の中で、広域化メニュー6つの内からどれにしようという中で、第1案を組合設立、第2案を民間活用、その時に組合設立を第1案とすると、民間活用についても実現の可能性があるため、副案とすると、それを検討する広域化メニューに決定をするということを踏まえて、今こちらの方に記載をしているところでございますので、もし変えるとなりましたら、以前には決定したことでありますので、ご議論いただきたいというふうにも思います。

〈会長〉

確かに、検討会では毎回毎回テーマがあってそこで決めてきた。その中で1番最初の大前提としてこれがあったということはありませんよね。それは確かに事務局の言われる通りですけども、構想案をまとめて提出するその議論の中で、状況が変わってきたなということであれば、しかもそれがかなり大事なことであれば、1番最初に決めたことに固執することはないのではないかと私は思います。積み重ねている段階で、確かにあまり大きなものを崩してしまうと大前提が崩れてしまっただうなんだという話があるんですけども、1段1段積み重ねていく中で、結論として出てきていることではあるので、これを変えることによって今までの議論がガタガタと崩れるようなことはない

と思います。それが崩れてしまうようであれば大前提がおかしくなって、また最初から議論なんてことになるのであればそれはやめた方が良く思うのですが、これを変えることによって今まで積み重ねてきた議論を最初からやり直すということはないと思います。今までやってきた議論が崩れてしまうような前提であればそれは安易に変えるべきではないと私は思うのですが、逆に答申として返すには、下手な混乱を招かないようにするためにはむしろ変えたほうが、スムーズに次の議論に役立てる資料としては相応しいのではないかという風に私は思います。副会長もその点ではご賛同いただいておりますので、やはり最初に決めたのだからというご意見があればですが、いかがでしょうか。非常に大事な話ではございますので。

〈委員〉

今の案は、第1案、副案と言わずにもうひとつハイブリッドというか。組合設立と民間委託を併用するような案も提案されておりますので、そういった表現で、組合設立あるいは民間活用を中心として、この2つを併用していくような地域特性を生かして、この2つを併用するようなことも表記してはどうかと思いますね。

〈会長〉

今のご意見を私なりに解釈しますと、検討の段階では、組合設立と民間活用を事例として、検討するという言い方でここはとどめておいて、最後の最後では、今言われたようにいいところを取るような独自の事業もあり得るということで。ここでは事例として取り上げるのが、これとこれだという言い方にとどめておきましょうか。そうすると、この場所ではハイブリッドみたいなことを言わず、比較検討という意味でこれらを事例として取り上げるということにしておき、最後の最後では、そのようなご意見もありました、という風にまとめるということではいかがでしょうか。

〈事務局〉

わかりました。

〈委員〉

もう1つよろしいでしょうか。6ページの広域化メニューの評価の定量評価ですけれども、今まで公設公営が400億だ、DBOが385億だこういう風なのがね、やっぱりこれ数字だけで独り歩きしてしまったんですね。これをいうことによってですね、じゃあ公民連携と倍違うじゃないかと。この400億、385億は7社の平均を取った金額なんですよね。だからこれは7社の平均ですと。こちら200億は2社の平均ですと。7

社の金額にはばらつきがあるので、下の注意書きの中に、この金額については7社の平均だということを明記してくれないかなという思いがあります。最高額がいくらからいくらまでの7社の平均金額でしたというでも構わないですけれども。なにせ、公設公営はとても高いというイメージになってしまっているんですね。

〈会長〉

ばらつきのあるなかでの、数値として取り上げているということ、もう少しはっきりしといた方が良いのではないかというご意見です。ちょっと表現方法を考えましょうか。

〈事務局〉

わかりました。

〈委員〉

概要版の9ページのところ、施設規模の設定なんですけれども、9ページの部分でこのように規模を書いていると思うのですが、6ページのところの表4の下の注意書きの※1の書き方のところとの整合というか、そこが分かるようにしていただいた方がよりパブリックコメントでも分かりやすいかなと。要するに9ページのところでは111.5トンと書いているんですが、基本、組合設立もしくは公設民営という風な形で整備での規模ということであると思うのですけれども。6ページのところでは、どうしても公民連携とかそういったところの部分で幅があるということがありますので、これもぱっと数字を見ると、どの数字がというところが伝わりにくいかなと思うので事務局様、ここは1度ご検討いただければという風なところでの発言でございます。

〈会長〉

これは4市町村からでてくる可燃ごみに関しては、111.5トンというところは固定なのですよね。あとは、民間活用とかだと施設規模に色々想定があり得るということですね。

〈事務局〉

そのとおりです。

〈会長〉

それをちょっともう少し分かりやすくお願いいたします。

他いかがでしょうか。この中でもご要望等ありましたので、事務局にもご検討いただき、また見させていただきたいと思います。

だいたい意見も出尽くしたようでございますので、本日の議題は全て終わったということにさせていただきます。それでは事務局に進行をお返しいたします。

■ 4.その他

- ・確認事項 パブリックコメントに関するスケジュール及び実施方法（資料 P.9）
- ・第6回委員会 開催予定

2026（令和8）年1月15日（木） 午後2時から午後4時

さくらリサイクルセンター 大会議室

〈事務局〉

樋口会長、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見については、資料を修正させていただきまして、会長、副会長に一任させていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、資料の9ページのその他の項ということで、パブリックコメントに関するスケジュール及び実施方法について説明させていただきます。

今日ご意見いただきましたことにつきまして、10月17日に、市町村長で構成するごみ処理広域化検討協議会を開催しまして、基本構想と概要版の中間案を確認いただきます。また、パブリックコメントの実施方法も確認いただきます。

続きまして、10月下旬から11月の下旬の1か月間について、パブリックコメントの募集させていただくということになります。下にあります実施方法ですけれども、各市町村によってパブリックコメントの要綱が決まっている所と、決まっていない所がありますが、閲覧場所としては、各市町村のホームページで基本構想及び概要版の中間案を公表させていただきます。それと、市町村役場、支所、市民センター、関係部署などに冊子を用意させていただき、意見を募集するということで行いたいと思います。

意見の提出方法につきましては、メールや書面、持参や手紙という形になりますが、それと、インターネットを使ったwebフォームで提出するということも考えております。11月下旬にパブリックコメントの募集を締め切りますと、令和8年の1月ですが、再度検討委員会を開きまして、パブリックコメントの意見に対する対応について、ご検討いただくこととしております。詳細については、時期が近づきましたら改めてお知らせしますが、日程については、令和8年1月15日（木）午後2時から4時までで予定しておりますので、ご予定いただきたいと思います。

以上になりますが、これについて何かご意見等はございますでしょうか。それでは、これを持ちまして、第5回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

閉 会 午後4時30分